

## 第68回 電力・ガス取引監視等委員会

### 議事録

1. 日時：平成29年1月24日15：00～15：30
2. 場所：経済産業省 本館2階西8共用会議室
3. 出席者：八田委員長、稲垣委員、圓尾委員、箕輪委員
4. 議題：
  - (1) 一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価について
  - (2) ガス取引の監視に必要な情報の定期的な収集について
  - (3) 各経済産業局に委任した事務の実績に係る定期報告について

○八田委員長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第68回電力・ガス取引監視等委員会の第1部を開催いたします。

本日は、2部構成とさせていただきます。

第1部の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

議題の1つ目は「一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価について」、資料3に基づいて、恒藤課長よりご説明をお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長　資料3でございます。PDFでは全体の4ページでございます。

本件は、電力の小売自由化後も引き続き地域独占が残ります送配電部門につきまして、効率化、あるいは料金低廉化を促していくという観点で、どのような事後評価を行うべきかということにつきまして、大きな方向性を早く決めたほうがいいだろうということで、ご議論をいただいているものでございます。

今回、前回の委員会でのご議論を踏まえまして、取りまとめの案を用意させていただいておりますので、それにつきましてご議論をいただきまして、できれば、きょうご決定をいただければと思っております。

資料は3-1でございます。これは事務局で用意いたしました取りまとめの案でございます。

まず1.に「趣旨」を記載してございます。

背景として小売電気料金については、これまで料金審査専門会合において、事後評価についての審議を行ってきたこと、それから、本年度より小売の参入が自由化されて、小売料金については競争を通じて料金の低廉化を促進するという仕組みになったこと、他方、送配電部門については、引き続き地域独占が残ることから、競争ではなくて別途の仕組みとして効率化、料金の低廉化を促進する仕組みが必要であることを述べてございます。

その上で、最後のパラグラフに「こうしたことから」でございますが、「平成28年度実績分から、一般送配電事業者の収支状況や効率化の取り組み状況について、当委員会が定期的に公開の場で事後評価を行うことにより、各事業者における効率化、料金の低廉化と、質の高い電力供給の両立を促す。」という記載としてございます。

ここの部分は、前回のご議論を踏まえまして、「質の高い電力供給」という文言を追記してございます。

続きまして、下の2. といたしまして、「当委員会における事後評価のイメージ」を記載してございます。

(1) の「評価方法」といたしましては、「原則3年ごとに料金審査門会合（公開）において、一般送配電事業者から託送収支及び効率化に向けた取り組み状況について聴取し、評価をする。」

次のページでございますが、「その際、超過利潤累積額等の数字を確認することに加え、各社のコスト削減に向けた取り組みを評価するとともに先進的な取り組みの情報共有を図ることによって、各社の効率化に向けた取り組みを後押しする。

なお、審議対象とならない年度についても、各事業者が広く情報を公開することを求めることとする。」としてございます。

それから(2)の、評価項目の例といたしましては、①～⑥を記載してございます。

①が、全体的な効率化の取り組み状況、②が、託送収支の増減の詳細な要因分析、③が、代表的な設備に係る調達価格水準、④が、高経年化対策等の設備更新・修繕等の方針、⑤が、将来の効率化に資する研究開発や情報セキュリティに対する投資の方針、⑥が、効率化に向けた具体的な取り組みの目標、この6点を例示として掲げてございます。

このうちの⑤につきましては、前回のご議論を踏まえて追加をした部分でございます。

それから※といたしまして2点、留意事項を記載してございます。評価に当たっては、短期的なコスト削減効果だけでなく、中長期的な効率化効果の観点からも評価をする。評価項目は、状況に応じて見直すこととする。この点についても、前回のご議論を踏まえて追加をしてございます。

それから(3)が、「評価結果を踏まえた対応」でございますが、○を4つ書いてございます。取り組みが不十分とされた事業者については、翌年度までに上述⑥の具体的な取り組みの目標を改めて見直していただきまして、改めて料金審査専門会合で審議することを検討する。他方、取り組みが進んでいる事業者については、公開の場での審議の周期を長くすることを検討する。先進的取り組みについては、他社への共有を促進するという3点と、それから、4点目、これも前回の議論を踏まえた記載となっておりますが、本事後評価の結果を踏まえ、効率化・コスト削減等質の高い電力供給の両立を効果的に促進するインセンティブ付与の仕組みについても検討するという形にしてございます。

最後3. に、「今後のスケジュール」を記載しております。

以上、資料3-1が、前回までの議論を踏まえまして作成をした取りまとめの案でございます。

こういう形で決定してよろしいかどうか、ご審議をいただければと考えてございます。

その後ろに3-2という資料もついてございますが、これは3-1の内容を対外的に説明する際のものとして作成したものでございます。3-1が決定されましたら、それにあわせてこのようなものをつくらうと考えているという紹介でございます。

以上が事務局からの説明でございます。よろしく願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、だいまのご説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

稲垣委員どうぞ。

○稲垣委員　我々の議論を踏まえた適切なものだと思います。ぜひこれで進めていただけたらと思います。

また、事業者においては、改革の主体であるという認識と、それからネットワークについては競争が導入されなかったわけですけれども、それは、競争が導入されていないということではなくて、むしろ他の合理性のある理由からそうした状況に置かれ

ているわけで、改革の重要な担い手であることは間違いないことですので、こうした改革の目標達成に向けて努力していただきたいと思います。

その趣旨は、説明資料あるいは内容によく出ていると思います。これで充実したものを行っていただきたいと思います。

○八田委員長　　ありがとうございました。

　　圓尾委員はいかがでしょう。

○圓尾委員　　私も、前回申し上げたことは織り込まれていると思いますので、特段異存はありません。

○八田委員　　箕輪委員、どうでしょうか。

○箕輪委員　　私も異存はありませんが、一点、確認で教えていただきたいのですが、資料3-2の3ページのところの、今の託送収支の事後評価のところ、水色の枠の下に「平成27年12月、全社の今年度以降の託送料金を認可」というのは、27年ではないのですか。

○恒藤NW事業監視課長　　電気については27年の12月に認可をして、済みません、電気とガスがはっきり書いていない書きぶりになっていますが、電気については、27年12月です。

○箕輪委員　　はい。

○八田委員長　　そこは、多少明確化したほうがいいですかね。

○恒藤NW事業監視課長　　それでは、この資料をつくるときには工夫したいと思います。

○八田委員長　　そうですね。

　　ほかにありますか。

それでは、前回の議論をうまく反映していただきましたので、事務局からご説明のあった案のとおりにお進めいただきたいと思います。

これは、効率化・コスト削減と質の高い電力供給の両立を効果的に促進するインセンティブ付与の仕組みについても検討するということから、これが一段落したら、また、そちらの検討にも入っていく必要があるということですね。

○恒藤NW事業監視課長　　はい。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。議題の2つ目、「ガス取引の監視に必要な情報の定

期的な収集について」、資料4に基づいて、佐合課長よりご説明をお願いいたします。

○佐合取引監視課長　ご説明させていただきます。

資料4、PDFの資料ですと10ページ目でございます。

ガスの取引を監視するために必要な情報を収集する必要があるとして、そのための規則の制定を経産大臣に求める建議をしたいという内容でございます。

「趣旨」を書いておりますが、今申し上げたとおりでございます。ことしの4月1日からガス全面自由化が行われるわけでありまして、ガスの取引の実態をしっかりと、その取引状況を監視する必要があると思っております。その適切な監視を行うために必要な情報を定期的に事業者から徴収をしたいと考えておりまして、そのために必要な情報について、当委員会と、それから経済産業局宛てに定期的にガス事業者から情報を収集する、その提供を求めるということで、必要な省令を制定するよう経産大臣に建議をしたいと思っております。

ご承知のとおり電力に関しては電気関係報告規則という規則が既に制定されておりました。それに基づいて情報収集をさせていただいております。

こういった事柄について収集をするかということですが、2ページに進んでいただいて、1.～3.まで、主たる対象は、ガスの小売事業者、一般ガス導管事業者、ガスの製造事業者、それぞれから内容に応じて月次あるいは四半期、これで情報の提供を求めたいということでございます。

「ガス小売事業者から提出を求める情報」でございますけれども、月次に求める情報としては、1.の①に書いてございますが、ガスの販売量・契約件数、こういったところを求めていきたい。それから、小売料金メニュー、1.の②に書いてございますが、これはメニューが毎月それほどかわるものではないと思っておりますので、四半期にまとめて報告をいただくことを考えております。③でございますけれども、これは規制料金がかかるガス小売事業者から、その契約の変更状況等をご報告いただきたいと思っております。これは月次で徴収をしたいと思っております。

2.の「一般ガス導管事業者から提出を求める情報」でございますが、最終保障供給、これが実施されているのであれば、それに関連する情報、これを月次でとりたいと思っております。

それから、需要家のスイッチングに関する情報、これを月次でとっていきたく思っております。

それから3. の、「ガス製造事業者から提出を求める情報」でございますけれども、これは四半期に一度の間隔でとっていきたいと思っております、受託製造に関する申込書、申込内容、あるいはその製造量や、受託製造の申し込みに対する拒否があれば、その理由、こういったところを求めていきたいと思っております。

以上、都市ガス事業者、導管事業者、ガス製造事業者から、こういった情報を収集したいと思っております。

簡易ガス事業者、これに関しては、通常のヒアリングの中、あるいは適宜アンケート調査などをしながら、その事業者の実態、あるいは取引の実態をしっかり監視できるように情報収集をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○八田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対する、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

稲垣先生、よろしいでしょうか。

○稲垣委員 とにかく情報を広く集めて、競争状況をきちっと確認をしてくということと、望ましい制度設計に必要なものについては、この解釈を広くとって、必要な情報を積極的に集めていく、そういった協力をいただくという方向でやっていただけたらと思います。

よくできていると思います。ありがとうございます。

○八田委員長 圓尾委員、いかがでしょうか。

○圓尾委員 私、スタートはこれでいいのだろうと思います。

本当はエネ庁で議論すべきことだとは思いますが、日本においてガス事業者はどのような体系であるべきなのかということが、まだまだしっかりと議論されているとも思えないので、そういう議論のたたき台になるような各事業者の実態があぶり出るような、いい数値はないのだろうかというのを日々考えながら、場合によっては追加していくことも考えなければいけないなど、問題意識はもっています。

○八田委員長 箕輪委員、よろしいですか。

○箕輪委員 はい。

○八田委員長 それでは、皆様のご意見では、これを少なくともスタートの案として、今の時点で、委員会として経済産業大臣に建議することに異存はないということですので、そのように決定したいと思います。

ありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。議題の3つ目、「各経済産業局に委任された事務の実績に関する定期報告について」、資料5に基づいて、新川課長よりご説明をお願いいたします。

○新川総務課長 新川でございます。

資料5に基づきましてご説明をさせていただきます。PDFでは13ページに相当いたします。

電気の特定期供給の許可であるとか、ガス事業法に基づきますガス事業の許認可のうち、大臣から経済産業局に権限委任されているものにつきましては、委員会に対する意見聴取の回答についても、委員長から経済産業局長へ事務委任をしているという状況でございます。

この事務につきましては、まとめて定期的に報告をすることとしておりまして、前回、7月の第41回委員会で報告をさせていただきましたが、今回、7月～12月までの実績について定期報告をさせていただくものでございます。

その下のところ、回答件数をまとめて書いてございます。

まずは1の「電気」のところでございますが、特定期供給の地点を拡大する際には個別の許可を得る必要がございますので、そのためにとった件数をあらわしております。

次に、2.の「ガスに係る回答」でございますが、大きく6つに分けて書いておりますが、そのうちの(1)の「供給約款・供給条件関係」で5つございますけれども、最初のガスの「特例認可」といっているのは、災害が発生した際の基本料金の徴収免除等の特例措置の認可というものでございます。

それから次の3つ、「供給約款の設定の認可」、「変更の認可」、「変更の認可」と書いてあるものでございますが、これは、簡易ガス事業の許可とか、それから供給区域及び供給地点の変更許可のたびに、供給約款の新規設定、それから変更の認可が必要になっておりますので、それについて記載をしたものでございます。

2ページにまいりまして、「事業の許可・取り消し・変更関係」でございますが、主として簡易ガスにおいては、供給地点がふえたり、もしくは減ったりというときに、こういったことをさせていただいております。また、一般ガスにつきましても、供給区域の拡大といった場合に、事業の変更の許可が行われているというものでございます。

それから3番目に、事業の許可の取り消しが1件、簡易ガスでございますが、これは昭和60年代に供給支障を起こし、その後、事業として行われていなかった事業者につきまして、この4月の制度の変更の前に許可の取り消しとしたものでございまして、需要家はここには存在しないものでございます。

それから(3)の、「事業の譲渡・譲受・合併・休廃止関係」でございますが、こちらも譲渡人の経営合理化とか組織再編によるものが多くみられております。事業の休廃止のうち廃止については、建物が解体をされたとか、需要家が転居したことによるものが多くみられる状態でございます。休止については、経年化対策工事に伴うもの、それから建物の利用目的の検討によるものが挙げられる状況でございます。

次の3ページ目でございますが、(4)の「託送供給約款関係」でございます。こちらにつきましては、本年4月1日のガス小売全面自由化に向けて、先般の委員会で意見回答をした査定方針を踏まえまして、各局におきまして託送約款の認可に係る回答を行ったものでございます。

それから次の(5)の「指定旧供給区域等・指定旧供給地点」については、経過措置料金の規制が引き続き課される事業者の区域、地点を指定するものでございまして、先般、委員会で行いました指定旧供給区域等の指定と同様に各局においても回答を行っているものでございます。

最後の(6)は、「ガスの小売事業の事前登録」でございますが、ごらんとおり11月に2件、12月に2件の回答をしております。局別の回答件数は、3.に(1)、(2)として記載をさせていただいたもので、ガスが非常に多くなっているというものでございます。

全体の傾向でございます。4ページでございますけれども、本年4月1日のガスの小売全面自由化に向けて、事前手続をとる事業者が一定数存在をしているというもの、具体的には12月の託送供給約款の認可が、それから11月に指定旧供給区域等の指定が、12月に指定旧供給地点の指定が、11月及び12月に小売事業登録が一定数みられているという状況です。また、同時に簡易ガス事業の休止及び廃止の件数が各月において一定数みられております。

なお、上記委任事務につきまして、事業者からの苦情は、本省及び地方局に対して特段寄せられている状況にはございません。

説明は以上でございます。



○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対するご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、これは半年に1度の報告ですので、また半年後にご報告をお願いしたい  
と思います。

それでは、本日、第1部で予定しておりました議事は以上です。

ほかに何かありますでしょうか。

それでは、事務局より連絡事項をお願いいたします。

○新川総務課長　　第2部につきましては、準備が整い次第開催をさせていただきます。

以上でございます。

○八田委員長　　それでは、これをもちまして第1部を終了いたします。

どうもありがとうございました。

——了——